

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話とは、言葉を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、聴覚障害者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に、必要な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記されており、国においては本年1月に同権利条約を批准したところである。また、国は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められており、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけている。

手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及及び研究することができる環境整備に向けた法整備を行い、具体的な施策を行っていくことが必要である。

よって、国においては、以上の趣旨を踏まえた「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月15日

沖 縄 県 議 会

衆	議	院	議	長	}	宛て	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
文	部	科	学	大			臣
厚	生	労	働	大			臣
沖縄及び北方対策担当大臣							